

専門的な知識及び技術を要する支援について

(項目)児童虐待防止対策の充実

(1)児童相談所の体制の強化

現状と課題

- 平成 20 年 2 月に発生した児童虐待死亡事件で、検証委員会からいただいた提言に基づいた様々な取組を継続して実施しています。
- 児童虐待や非行などの問題に発達障害が関連する等、その相談内容も複雑多様化
 - ・児童虐待認定件数
H21:155 件、H22 : 142 件、H23:116 件、H24:153 件、H25:181 件
 - ・児童相談所の相談件数
H21:2,497 件、H22 : 2,600 件、H23:2,725 件、H24:2,524 件、H25:集計中
 - ・一時保護の件数
H24:193 件の一時保護を実施。うち、職権保護が 53 件。
児童虐待による一時保護は、78 件。うち職権保護が 42 件。
- 児童相談所は、子どもと家庭の困難な相談に迅速・適切に対応できるよう専門性の一層の向上や運営体制の強化や施設の整備等によって、支援体制の向上が常に求められています。
 - ・児童福祉司及び児童心理司の人口当たりの配置は、全国トップクラス。
 - ・児童福祉司の平均経験年数が 3 年 11 月、児童心理司の平均経験年数が 5 年 8 月。
 - ・一時保護所の狭隘化や混合処遇などのハード面の課題。

取組の方向性

- 組織体制・運営の強化
- 計画的な人材の確保・職員の専門性の確保
- 児童養護施設等との連携強化
- 一時保護所の環境整備(子ども総合センター(仮称)の整備)

具体的な取組み

- 児童相談所の運営力の強化
 - ・子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底
 - ・外部専門家の招へい
 - ・法的対応力の強化
- 専門性の確保
 - ・児童福祉司・児童心理司の計画的な採用
 - ・児童相談所職員の県外(児相)への派遣研修
 - ・児童相談所機能強化事業(職種別・経験年数別職員体系表に基づく研修)
- 児童養護施設等との連携強化
 - ・児童養護施設等との連携強化事業
 - ・児童養護施設等でのCSP(コモンセンスペアレンティング)研修の実施
- 一時保護所の環境整備
 - ・個室化やユニット化を図り、安心して生活できる空間を確保
 - ・深夜の緊急一時保護に対応できる部屋の確保

(項目)児童虐待防止対策の充実

(2)市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

現状と課題

○市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

- ・児童虐待の防止には、児童相談所だけでなく、市町村や警察、学校などの関係機関と連携を密にして、適切な役割分担のもとで対応して行くことが必要。
- ・平成17年度から、児童福祉法の改正により、子育て家庭に身近な市町村が、第一義的な相談機関として位置づけられ、児童相談所は専門機関として、困難な相談への対応や市町村の後方支援等を担うこととなった。
- ・平成24年度の相談窓口の職員、163名中57名(35%)が、4月異動によって新任が占めており、こういった状況が続いている。このため、市町村職員向けの研修を県で繰り返し行っているが、市町村における相談支援のノウハウが定着・蓄積しづらい状況がある。
- ・児童福祉司と同等の資格を持つ市町村職員を、県が実施する指定講習会で45名養成をした。

○要保護児童対策地域協議会の現状

- ・平成20年度までに、県内全ての市町村で要保護児童対策地域協議会が設置され、市町村、保育所、学校、警察、医療機関等とのネットワークができ、地域での児童虐待の未然防止、関係機関の連携対応のための組織が整備された。
- ・要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議への児童相談所職員の参加による支援
- ・平成24年度 要保護児童対策地域協議会への児童相談所参加実績
代表者会議 37回、実務者会議 79回、個別ケース検討会 280回

取組の方向性

○市町村の相談支援体制強化への支援

- ・児童虐待について効果的な援助を実施するためには、地域における関係機関がネットワークを形成し、相互に役割分担をしながら一体となって援助活動を行うことが重要です。
- ・児童相談所は、中核的専門機関として、市町村における要保護児童対策地域協議会の運営を支援するなど関係機関等の連携に基づく地域援助活動における中心的な役割を果たすよう取組を進めます。
- ・一方で、全ての市町村において、実効性のある相談支援体制が確立されるよう相談支援にあたる職員の対応能力の向上のための研修を行うなど相談体制の強化を支援します。

○要保護児童対策地域協議会の運営支援

- ・児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど市町村の後方支援を行います。

具体的な取組み

○市町村の相談支援体制強化への支援

- ・警察・児童相談所連絡協議会などの会議を、定期又は随時に開催することによる早期の段階での情報共有と連携の強化
- ・市町村に対し、虐待ケースの月ごとの情報を、市町村の進行管理の観点から情報の共有を実施
- ・児童福祉司任用資格取得講習会等の実施
- ・専門職員配置の働きかけ
- ・虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力強化への支援
- ・モデル市町村の指定、外部専門家による助言・指導、庁内連携体制と対応力の強化等の仕組みづくり(他の市町村にノウハウを拡充)

○要保護児童対策地域協議会の運営支援

- ・ケース見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施
- ・人口集中地域における地域支援者会議の設置支援
- ・要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援

(項目)児童虐待防止対策の充実

(3)妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

現状と課題

- 妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備
 - ・悩みを抱える妊婦等に対する相談体制は一定整備できている。
 - ・望まない妊娠や、妊娠中においても様々な不安や悩みを抱えている妊婦等が、自ら相談できるような「相談しやすい」体制の整備や、相談窓口の周知が更に必要です。
- 養育支援を必要とする家庭の把握
 - ・市町村の保健部署が行う乳児健診や1歳6か月児健診、3歳児健診などにより把握した要支援ケースなどを、児童福祉担当部署へつなぐことはできています。
 - ・乳児や特定妊婦の進行管理台帳掲載数の状況から、支援を必要とする児童等の把握が十分でない市町村がある可能性があります。
- 関係機関等と市町村の連携強化
 - ・各要保護児童対策地域協議会に全ての市町村で保健師が参加しています。
 - ・市町村が設置する要保護児童対策地域協議会への関係機関の参加などにより、主な関係機関との連携はできています。

取組の方向性

- 妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備
 - ・ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進するための市町村の取組を支援するとともに、望まない妊娠等に対する相談窓口の存在の周知を進めます。
- 養育支援を必要とする家庭の把握
 - ・市町村が管理する要支援ケースなどに係る保健部署と児童福祉担当部署との連携強化を支援します。
 - ・関係機関等と市町村の連携強化及び情報共有により、養育支援を必要とする子どもや妊娠を把握し、必要な支援を受けられるよう市町村の取組へ支援をします。
- 関係機関と市町村との連携強化
 - ・要保護児童対策地域協議会連絡会議への関係機関の参加を促進するための関係団体への協力依頼を行います。

具体的な取組み

○妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

- ・市町村において母子健康手帳の交付時など妊娠初期にハイリスク妊婦や特定妊婦が把握でき、支援が開始できる体制整備を促進するとともに、望まない妊娠等に対する相談窓口の周知を行います。

○養育支援を必要とする家庭の把握

- ・保健部署が把握した要支援ケースなどを、児童福祉担当部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

○関係機関と市町村の連携強化

- ・要保護児童対策地域協議会で、新たな団体への支援協力や関係機関に対する要望など、県から関係団体等へ協力依頼するなど市町村の活動を支援します。

(項目)児童虐待防止対策の充実

(4)児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

現状と課題

○児童福祉審議会児童虐待検証部会の設置

・児童虐待により死亡事例等の重大事例が発生した場合は、児童福祉審議会児童虐待検証部会が、その事例の背景や地域特性を踏まえた検証を行い、その検証結果に基づき、関係機関が適切な措置を講じ、再発防止を図るための検証体制を整えています。

○平成20年2月に発生した死亡事例の検証

・高知県児童虐待死亡事例検証委員会を設置し、多角的に検証、分析し、原因や課題の把握と再発防止に向けた今後の対策について検討を行い、報告書が取りまとめられた。
・児童相談所は、現在も、報告書の提言に沿って、着実な実施に取り組んでいる。

取組の方向性

○高知県児童虐待死亡事例検証委員会報告書で提言された13項目の提言に沿った取組の継続

○市町村において死亡事例等に係る検証を行う場合における支援の実施

具体的な取組み

(13項目の提言)

○子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底

○状況変化の場合の再アセスメントの徹底

○ソーシャルワークの再検討とガイドラインの作成

○「きょうだい」事例など特別な視点が必要な事例への対応の徹底

○虐待状況をビジュアルに把握するための手順の再確認及び実行

○児童相談所業務における事務上の改善

○外部の専門家からのサポート体制の構築

○ITシステムの導入

○児童虐待専従チームの立ち上げを含む内部組織の充実・改善

○児童相談所の職員の増員

○児童福祉司の任用資格の取得

○研修の充実

○関係機関の主体的対応への支援(その他の取組)